

全自動貸金庫規定

1. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石、記念硬貨その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

2. (利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が1.に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外のカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は1年間とし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌月から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年月の当行所定の日に借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。当初使用期間が1カ年未満の場合でも1年分の使用料を支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、未経過の使用料は返戻いたしません。

5. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は借主と当行の役員者2名が立会い貸金庫鍵用二重封筒に格納のうえ、借主が「貸金庫番号」「氏名」「封緘日付」を記入し、届出印で7カ所封印します。立会い者2名は封筒表面の所定箇所に押印します。封印した副鍵は、当行本部で保管します。

6. (貸金庫の開閉等)

- (1) 借主または借主が届け出た代理人に「貸金庫カード」(以下カードという)を発行します。
- (2) 開閉にあたっては、借主または代理人がカードを操作機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作のうえ正鍵を使用し行っていただき、閉庫後は金庫の施錠を確認してください。
- (3) 停電、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは当行所定の金庫開閉票により必要事項を記入のうえ、カードと共に提出してください。

7. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。カード、正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

9. (暗証番号、印鑑照合等)

- (1) 当行が発行したカードと届出の暗証番号により貸金庫開閉の確認をしましたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 操作機の故障の場合に貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があ

ってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵については当行は確認する義務を負いません。

10. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11. (反社会的勢力との取引断絶)

この貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができます。第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申出をお断りするものとします。

12. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。
この場合、ご利用カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをされたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主、代理人、または保証人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害を支払ってください。
 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主、代理人、または保証人が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ③ 借主、代理人、または保証人が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当

行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

- (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。なお、当行はこの遅延損害金を明渡しの日に従第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
 - (5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
 - (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求があり次第支払ってください。
13. (貸金庫の修繕、移転等)
- 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
14. (緊急措置)
- 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
15. (譲渡、転貸等の禁止)
- 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
16. (保証人)
- 貸金庫の契約の締結においては、保証人を原則付保とします。保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。
17. (成年後見人等の届け出)
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
 - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
 - (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
 - (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
18. (規定の変更)
- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

以上

2026年4月改定(様式 896-1)